平成２５年（フ）第４１０６号
大阪府守口市南寺方東通２丁目15番11号
破産者　株式会社阪神局方
1　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
2　一般調査期日　平成26年３月24日午後３時
平成26年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４１０７号
大阪府吹田市佐井寺南が丘３丁目17番　インペリアル南ヶ丘205号室、開始決定時の住所
大阪府吹田市内本町３丁目24番２号
破産者　安島由紀子
1　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
2　一般調査期日　平成26年３月24日午後３時
平成26年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４５３５号
大阪市生野区田島５丁目21番16号
破産者　協和精工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
2　一般調査期日　平成26年４月10日午後３時
平成26年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第８５号
兵庫県朝来市和田山町宮内28番地４
破産者　亡中島美佐男相続財産
1　破産債権の届出期間　平成26年２月25日まで
2　一般調査期日　平成26年３月25日午後４時30分
平成26年１月22日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
平成２５年（フ）第２１号
長野県上伊那郡南箕輪村2673番地５
破産者　大田　幸雄
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月16日午前11時30分
平成26年１月22日　長野地方裁判所伊那支部
平成２５年（フ）第２０６号
岐阜県瑞穂市稲里670番地　シャルマンコーポ穂積804号
破産者　髙井　鉄郎
1　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
2　一般調査期日　平成26年４月18日午前11時10分
平成26年１月22日　岐阜地方裁判所
平成２５年（フ）第６５号
山口県下関市石神町８番31号
破産者　中尾　　孝
1　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
2　一般調査期日　平成26年４月10日午前10時30分
平成26年１月21日
山口地方裁判所下関支部破産係

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２１１０号
東京都新宿区築地町１番地１
清算株式会社　株式会社めぐみ
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２５年（ヒ）第９号
愛知県知立市宝町塩掻58番地
清算株式会社　株式会社ジーイング
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部
平成２４年（ヒ）第６号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目６番22号
清算株式会社　前田林業株式会社
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０６８号
東京都新宿区新宿１丁目23番11号
清算株式会社　創路株式会社
代表清算人　井村　和則
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定の対象となる債権
平成25年９月18日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権を協定の対象となる債権とする（以下「協定債権」という。）。
2　弁済の場所
本協定における弁済は、債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、特別清算会社の負担とする。
3　端数の処理
本協定による割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　共益債権及び優先債権の弁済方法
清算手続遂行に要する通信費、交通費等の諸費用並びに特別清算人代理人報酬等、債権者の共同の利益のために要する共益的債権及び租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権等の優先的債権は随時全額弁済する。
第３　担保権付債権
1　弁済
⑴　担保目的資産にかかる清算手続による弁済
担保権者株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という。）が担保権（譲渡担保権、質権）を設定している資産（①株式会社フェアパートナーに対する貸付債権、②株式会社アリゾナ・キャピタルを営業者とする匿名組合契約に基づく出資持分権）は、各資産にかかる清算手続等により、配当弁済を受ける金額の範囲で、担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　担保権協定等による弁済
第４、２、⑴の第１回弁済までに、担保権の目的資産にかかる清算手続等が終了せず担保権不足額が確定しないときは、下記に従い、特別清算会社は、裁判所の許可を得て、担保権の目的資産を当該時点の評価額をもって、整理回収機構に対して代物弁済する。なお、代物弁済に要する費用は、担保権付債権者の負担とする。
記
①　整理回収機構が特別清算会社に対し担保協定の申入れを行う場合
②　本協定認可決定確定の日から２年が経過してもなお担保権の目的資産にかかる清算手続等が終了せず担保権不足額が確定しない場合
⑶　担保権付債権の弁済は、元本、利息、損害金の順に充当するものとする。
2　弁済後の残余債権について
⑴　第３、１による弁済後の残債権は、一般債権の例により弁済をする。
⑵　第４、２、⑴の第１回弁済までに担保権不足額が確定しない場合、整理回収機構に対する第１回弁済は、その担保権不足額が確定した後、１ヶ月以内に、第１回弁済時に算定した配当率をもって行う。
第４　一般債権
1　定義
本協定による一般債権とは、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
2　弁済
⑴　第１回弁済及び免除
ア　特別清算会社は、各債権者に対し、特別清算会社の有する資産を現金化した配当原資の中から、第２記載の債権、清算結了までの間の予想清算費用、担保権付債権に対する弁済引当金（担保権不足額が確定していない場合）を控除した残額を、各債権者の債権額に按分して、本協定認可決定確定の日から３ヶ月以内に弁済する。
イ　各債権者は、第１回弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、各債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑵　追加弁済
ア　特別清算会社は、第３、２、⑵に基づく整理回収機構に対する第１回弁済終了後なお残余配当原資が存在する場合、各債権者に対し、整理回収機構に対する第１回弁済終了後（但し、未換価の資産が存在する場合には、すべての資産の換価が終了した日から）、３ヶ月以内に、当該配当原資の中から、第２記載の債権を控除した残額を、各債権者の元の債権額に按分して弁済する。
但し、その弁済額が千円未満になる場合には、弁済を行わない。なお、弁済を行わなかった当該千円未満の金額は、清算費用に充当するものとする。
イ　上記アの追加弁済がなされる場合において、各債権者が第１回弁済によって行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部